

消費者安全調査委員会設立 10 年間の活動報告書（ポイント）

10 年を通じ、消費者事故全般を対象とする事故調査機関という困難な組織モデルを目指し、課題はあるが概ね実現

10 年間の主な活動実績

- 調査対象：22 件（うち申出制度を契機：13 件） 調査報告書の公表：19 件（年平均 2 件、平均調査期間 19 カ月）
 - ・ 調査期間の最短 7 か月（水上設置遊具溺水事故） 最長 46 か月（エレベーター事故）
 - ・ 報告書の内容に対する批判はないが、調査期間が長いとの指摘あり。原因究明のための丁寧な再現実験の実施、再発防止策の検討、フォローアップ案件の積層化が要因
- 消費者安全法には規定のないフォローアップ制度の導入
 - ・ 意見先行政機関に対する再発防止策の取組状況の公開ヒアリング等を通じて意見具申の実効性を担保する効果
 - ・ フォローアップの中で報告書公表後の類似事故発生を受けて追加意見を出した例あり（機械式立体駐車場の事故）
 - ・ フォローアップ終了までに時間がかかることが課題（これまで終了したのは 3 件）
- 選定事案の傾向
 - ・ 特定の事故を対象として選定（13 件）、類似事故を含めてテーマとして選定（9 件）
 - ・ 複合的要因の事故、要配慮者（子供、高齢者等）の事故、社会に新たに登場した製品やサービス起因の事故
- 意見具申の総数：192 項目
 - ・ 法規制対応を求めたもの 4 件、製品等の規格・標準の策定等を求めたもの 25 件、事業者・業界・自治体への指導や周知を求めたもの 42 件、適切な保守維持管理の体制整備を求めたもの 21 件 消費者への注意喚起を求めたもの 45 件 等
- 委員会の発信力強化に向けた考え方のとりまとめ（2020 年 12 月）
 - ・ 原因調査の効率化（関係機関の調査の活用等）、機動的な意見具申の実施、実験・研究・映像等のデータの積極的公開
- 関係省庁において委員会が分野横断的な事故調査機関であるとの認識が定着、委員会に対して協調的・協力的な姿勢に転じてきているとの委員間での認識の広がり

委員会設立前の在り方検討会の提言内容（2011 年 5 月）との比較・検証

(在り方検討会の提言内容)

1. **事故の特性に応じた調査**
対象の選別（個別の事故調査、事故情報等の解析・傾向分析）
すき間事故への対応）
2. **事故調査機関に求められる属性の確保**
「独立性」「公正性」「網羅性」「専門性」
3. **刑事捜査と事故調査の遂行の調整**
4. **再発防止のための事故調査**
自然科学的事象のみならず、ヒューマンファクター、組織文化等も考慮した調査の実施
5. **被害者等に向き合う調査の実施**

在り方検討会提言は概ね実現

1. 個別事故に加え、類似事故を含めテーマとしての調査を実施、他機関の調査の評価やすき間事故にも対応
 2. 独立性、公平性、網羅性、専門性は概ね実現、被害者・申出者に限らず広く関係者から意見聴取
 3. 警察庁との間で相互協力を確認する覚書締結（事故再現実験での協力等）
 4. 複合的要因を探求解明（複雑な業界構造を踏まえた意見具申等も実施）
利用者としての消費者特性（子供、高齢者等を含む）を想定した安全性の検討
 5. 申出制度の導入、担当官による調査結果の情報提供
- さらに、在り方検討会提言にないフォローアップ作業をルール化

他方、課題も存在

- ・ 事故現場の立入・検証などの初動調査が機動的に出来ていない
- ・ 事務局の体制を含め専門人材の育成・確保がまだ不十分
- ・ 端緒情報となる事故情報収集体制に課題

今後（第 6 期（2022 年 10 月）以降）消費者安全調査委員会に求められる役割・機能

- **在り方検討会の提言の方向性の維持・強化**
課題として指摘された、①現地調査のルールの具体化、②事務局体制の強化については特に対応が必要
- **関心領域の拡大・深化**
①法制度を含む諸種のルール形成に果たす役割、②事業者の消費者を繋ぎ安全な社会（産業）を共創していく役割
- **消費者安全を普及啓発するための対外的な発信力の強化**
案件の特性に応じ、再発防止の観点から、積極的な注意喚起の実施等
- **実効性を担保するための関係機関等への働きかけや連携の強化**
 - ① 地方自治体への働きかけ、異なる意見具申先行政機関の連携の働きかけ、関係業界や関係事業者等の連携
 - ② 調査の効率化のための国民生活センター等の関係機関との連携
 - ③ 事故情報収集のための医療機関等との連携
- **事故の端緒を把握するための情報収集力、調査分析力の強化**
 - ① 端緒情報の収集力の強化、② 中長期的な事故の発生状況やその傾向・社会経済の変化の把握、③ 海外情報の調査分析の強化

【今後委員会が取り扱う可能性のある事故類型】

要配慮者の行動時や消費者の利用時の事故
 新たなサービスの出現による事故
 グローバル化の進展に伴う輸入品の流通による事故
 社会経済のデジタル化の進行による事故（AI やドローン等）
 持続可能な社会実現に関連した事故（中古品やリビルド品関連を含む）
 製品のカスタマイゼーション等に起因する事故
 関係者の複層化した事故（製品の配置・使用環境の多様化等含む）
 等